

昭和五十一年農林省令第二十四号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則

漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第三条第一項及び漁業再建整備特別措置法施行令（昭和五十一年政令第三百三十二号）第三条第一項の規定に基づき、漁業再建整備特別措置法施行規則を次のように定める。

（改善計画の認定の申請）

第一条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項の規定による認定の申請は、別記様式第一号による申請書を提出してするものとする。

2 法第四条第一項ただし書の代表者は、三名以内とする。

（農林水産大臣が行う改善計画の認定に係る業種）

第二条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第二条の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。

一 遠洋底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「漁業許可省令」という。）第二条第三号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

二 かつお・まぐろ漁業（漁業許可省令第二条第十二号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）のうち総トン数二百二十トン以上の動力漁船によるもの

（改善計画の変更の認定の申請）

第三条 令第三条第一項の規定による認定の申請は、別記様式第二号による申請書を提出してするものとする。

（再建計画の認定の申請）

第四条 法第五条第一項の規定による認定の申請は、申請者が構成員となつている法第八条第一項の農林水産大臣が指定する法人の意見書を添付してするものとする。

（再建計画の変更の認定の申請）

第五条 前条の規定は、令第五条第一項の認定の申請に準用する。

（漁業の整備を行うことが必要である業種）

第六条 令第六条の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。

一 沖合底びき網漁業（漁業許可省令第二条第一号に掲げる漁業をいう。）のうち、北緯四十三度の線以北、東経百三十九度の線以東の太平洋の海域を操業区域とするもの

二 以西底びき網漁業（漁業許可省令第二条第二号に掲げる漁業をいう。）

三 遠洋底びき網漁業のうち、ニュージールランドの地先沖合において操業するもの

四 大中型まき網漁業（漁業許可省令第二条第七号に掲げる漁業をいう。）のうち、北緯二十一度の線以北、東経百四十度の線以東、東経百七十九度の線以西の太平洋の海域（オホシク海及び日本海の海域を除く。）を操業区域とするもの、北緯二十一度の線以北、東経百三十二度の線以東、東経百三十五度の線以西の太平洋の海域（日本海の海域を除く。）を操業区域とするもの並びに島根県と山口県の最大高潮時海岸線における境界点北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域を操業区域とするもの

五 かつお・まぐろ漁業（総トン数三十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）

六 中型さけ・ます流し網漁業（漁業許可省令第二条第十三号に掲げる漁業をいう。）

七 小型さけ・ます流し網漁業（漁業許可省令第七十条第四号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）のうち、日本海の海域のみを操業区域とするもの

八 中型いか釣り漁業（総トン数三十トン以上二百トン未満の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいい、次号に掲げるものを除く。）

九 ニュージールランドいか釣り漁業（ニュージールランドの地先沖合において総トン数百三十九トン以上の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。）

十 東シナ海はえ縄漁業（北緯二十八度の線以北、東経百二十五度の線以東、東経百二十七度の線以西の東シナ海の海域において総トン数十トン以上の動力漁船によりはえ縄を使用してあまだい又はぶぐをとることを目的とする漁業をいう。）

十一 小型さけ・ます流し網漁業のうち、第七号に掲げるもの以外のもの

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十三年七月五日農林省令第四十九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年六月二九日農林水産省令第一〇八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年六月二六日農林水産省令第五十四号）

この省令は、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年七月一日）から施行する。

附則（平成一七年三月三一日農林水産省令第四十八号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年九月三〇日農林水産省令第六〇号）抄

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二九年三月三一日農林水産省令第二十五号）

この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和二年七月八日農林水産省令第四十九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和四年一月一日農林水産省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年三月一五日農林水産省令第一三三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 令和六年三月三十一日までの間、別記様式第一号（記載要領）3中「分かる書類又は」とあるのは「分かる書類若しくは資源管理計画（国又は都道府県の確認を受けているもの）」又は「とする。」とする。

(別紙7)

資金計画

出資者又は出資債権組合等の名称

(単位：千円)

	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	4年目 (年度)	5年目 (年度)	合計
株式会社日本政策金融公庫						
産業経済改革支援資金						
(うち設備(船舶)) (経費改善)						
(うち設備(船舶以外))						
(うち器具取得)						
(うち常備運転資金)						
(うち長期利用施設)						
その他						
(資金名)						
その他						
(資金名)						
民間金融機関 (金融機関名)						
産業近代化資金						
産業経済改革促進資金						
その他						
(資金名)						
その他						
(資金名)						
自己資金						
その他						
合計						
うち設備資金						
うち運転資金						

(別紙8)

設備投資計画

出資者又は出資債権組合等の名称

(単位：千円)

区分	船舶(1-7等、性能別・船種別(個人年度))	船	機	器具	合計金額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
合計					

別記様式第2号(第2条第9号)「申請書(第1号)」(申請書(第1号)の別記様式第2号)の別記様式第2号

設備投資計画表(投資計画表)

年 月 日

(法人名称)

出資者又は出資債権組合等の名称

(個人(個人名称))

年 月 日付で認定された申請書(別記様式第1号)に基づき認定

した上で、設備投資計画及び経費計画に関する特別調査(別記様式第3号)を提出し、

認定(別記様式第4号)第3条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 実務事項

2. 実務事項の付帯

3. 実務事項

1. 申請(申請書)提出後、申請書に添付した申請書(別記様式第1号)に基づき認定

した上で、設備投資計画及び経費計画に関する特別調査(別記様式第3号)を提出し、

認定(別記様式第4号)第3条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

2. 申請(申請書)提出後、申請書に添付した申請書(別記様式第1号)に基づき認定

した上で、設備投資計画及び経費計画に関する特別調査(別記様式第3号)を提出し、

認定(別記様式第4号)第3条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

別記様式第2号(第2条関係)